



令和7年11月9日

箱根町記者発表資料

秋季火災予防運動の実施について

1 目 的

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、生命や財産の被害を軽減するため。

2 内 容

(1) 実施期間：11月9日(日)～11月15日(土)

(2) 内容

- ◆ 防火ポスターの作成・配付及び展示
- ◆ 住宅用火災警報器設置促進及び維持管理促進広報
- ◆ 老朽化消火器の回収及び住宅用防災機器の展示
- ◆ 特定防火対象物等を対象にした防火安全対策の徹底
- ◆ 危険物移送車両の立入検査
- ◆ 幼稚園・保育園児を対象にした防火指導
- ◆ 防災行政無線・消防車両（巡回）による防火広報
- ◆ 充電式電池に起因する火災予防広報
- ◆ 地震火災対策の推進広報
- ◆ 消防機械器具の整備保全
- ◆ 消防水利の調査・保全
- ◆ 山林火災防火広報
- ◆ 木造建築物密集地域調査
- ◆ 消防車両による火災予防パレード

照会先

箱根町消防本部消防総務課予防係 担当 勝俣

電 話 0460-82-4505

E-mail fdyobou@town.hakone.kanagawa.jp

令和7年秋季火災予防運動実施計画

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（令和7年度全国統一防火標語）

『 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし 』

3 実施期間

令和7年11月9日（日）から11月15日（土）までの7日間

4 実施区域

箱根町全域

5 実施機関

箱根町消防本部・消防署・消防団

6 協力機関

箱根町教育委員会
神奈川県消防協会足柄下支部
箱根町防火管理者等協議会
町内幼年消防クラブ

7 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
- (5) 地震火災対策の推進

8 消防本部の実施事項

(1) 広 報

ア 町広報紙等による防火広報

町内回覧「まちだより」に、本運動の主旨及び実施内容等を掲載し、防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

イ 報道機関への協力依頼

報道機関に情報を提供し、火災予防関連記事の掲載や火災予防行事の報道について依頼する。

(2) 防火ポスターの作成・配付及び展示

防火ポスターコンクール審査会において最優秀賞となった作品のうち1作品を、本町の防火ポスターとして印刷し、町内の各事業所等に配付する。また、防火ポスターコンクール審査会で一次審査を通過した作品を展示した防火ポスター展を開催する。

(3) 防火ポスターコンクールの表彰

防火ポスターコンクール審査会において入賞した作品の作者を表彰する。

- (4) 住宅用防災機器設置・維持促進活動の実施
木造建築物密集地域の設置・維持推進広報活動を実施する。
- (5) 老朽化消火器等の回収及び住宅用防災機器の展示説明会の実施
町内の各地域において、防災業者の協力を得て、老朽化消火器等の回収と住宅用防災機器の展示説明会を実施することにより、住宅防火対策の推進を図る。
- (6) 特定防火対象物等を対象にした防火安全対策の徹底
対象施設を絞った重点査察を実施して、防火安全対策の徹底を図る。
- (7) 危険物移送車両の立入検査
危険物移送車両の常置場所等において、立入調査を実施する。
- (8) 宿泊施設等への協力依頼
旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りしている特定防火対象物や町内の各観光施設等に対し本運動への協力を依頼する。
- (9) 幼年消防クラブ員を対象とした防火・防災教育
教育用アニメ映画の上映と着ぐるみを用いた防火・防災教育を実施する。
- (10) 幼年消防クラブ員の法被着用通園
期間中「火の用心法被」の着用通園について依頼する。
- (11) 充電式電池に関する注意喚起
リチウムイオン電池等の充電式電池に起因する火災の予防について広報を実施する。
- (12) 地震火災対策の推進
ア 地震に起因する火災の予防について広報を実施する。
イ 感震ブレーカーの普及推進の広報を実施する。
- (13) その他本運動の推進に効果があると認めるもの

9 消防署の実施事項

- (1) 広 報
 - ア 懸垂幕等の掲出
各署の車庫前等に所定の懸垂幕、横断幕、立看板等を掲出する。
 - イ 消防車両による巡回広報
期間中、定期的に町内を巡回し、火災予防活動を実施する。また、乾燥時及び強風時には出火及び火災拡大の防止のための広報を実施する。
 - ウ 防災行政無線による防火広報
防災行政無線による火災予防広報を実施する。
- (2) 消防車両及び機械器具の整備保全
消防署に配備されている消防車両及び機械器具の点検整備を実施する。
- (3) 消防水利の調査、保全
消防署管内の水利状況の把握及び点検整備を実施する。
- (4) 山林火災防火広報
 - ア ハイキングコースを巡回し、ハイカーにタバコの投げ捨てや焚き火をしないよう呼びかけ、山林火災を防止する。
 - イ 防災行政無線による山林火災予防広報実施及び、車両による広報を実施する。
- (5) 木造建築物密集地域調査の実施
- (6) その他本運動の推進に効果があると認めるもの

10 消防団の実施事項

- (1) 火災予防パレード
神奈川県消防協会足柄下支部と共催の消防車両による下郡一周火災予防パレードを実施する。（※神奈川県消防協会足柄下支部代議員会において実施方法等について審議予定）
- (2) 広 報
 - ア 横断幕等の掲出
消防団詰所の車庫前等に所定の横断幕、立看板等を掲出する。
 - イ 消防団車両による巡回広報

- (3) 住宅用火災警報器設置促進用チラシの配布
管轄区域内の各世帯に対し、住宅用火災警報器設置促進用チラシの配布を行う。
- (4) 消防車両及び機械器具の整備保全
消防団詰所等に配備されている消防車両及び機械器具の点検整備を実施する。

11 各実施事項の担当課

- (1) 消防本部の実施事項：消防総務課
- (2) 消防署の実施事項：消防署警備課
- (3) 消防団の実施事項：消防総務課

12 その他

- (1) 広報、防火指導等の実施にあたっては、次の『住宅防火 いのちを守る 10のポイント』に関する広報を含めて行う。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

○4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときには火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- 1 (出火防止)
火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 (早期覚知)
火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 (延焼拡大防止)
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防災品**を使用する。
- 4 (初期消火)
火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 (早期避難)
お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 (地域の助け合い)
防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。